

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号の 知事が別に定める事項の追加について

1 政策的事項の意義

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号。以下「条例」という。）においては、文書を作成又は取得したときに、当該文書の内容を熟知した職員が、あらかじめ保存期間満了時の措置として「移管」か「廃棄」を定めておくこととしている。

そのため、全ての職員が同一の基準により判断ができるよう、知事が保有する行政文書の管理に関する規則の別表「行政文書の作成、整理、保存及び保存期間満了時の措置の基準（以下「基準表」という。）」において、県の全ての事務及び事業について「保存期間満了時の措置」を定めている。

基準表は、事務及び事業の性質区分毎に整理しているため、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるものについては、知事が個々に歴史公文書の選別基準に該当するものとして定め、廃棄しないようにしている。

これにより、歴史資料として重要な文書をより確実に保存し、保存期間満了後には歴史公文書として移管することが可能となる。

このたび、行政文書管理制度の運用に当たり、当該指定に新たに追加や修正すべきと考えられる政策的事項について見直しを行った。

2 政策的事項の追加

平成 28 年度においては、① 4 月に発生した「平成 28 年熊本地震」、② 12 月に発生した「平成 28 年発生鳥インフルエンザ」の 2 つが、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるものとして政策的事項の追加を行った。

(参考条文)

○熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年条例第11号）

（定義）

第2条

- 5 この条例において「歴史公文書」とは、実施機関の職員又は地方独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年規則第25号）

（条例第2条第5項の知事が規則で定める基準）

第6条 条例第2条第5項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項（平成25年告示第447号）※改正前

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。

- 1 市町村合併に関する事項
- 2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項
- 3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項
- 4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項
- 5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
- 6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
- 7 ハンセン病施策に関する事項
- 8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）
- 9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進ちょく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）
- 10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策、平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策及び平成26年発生鳥インフルエンザ対策に関する事項
- 11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項